

川崎市健康安全研究所 理化学検査情報 Vol. 3

(発行：平成 28 年 9 月 29 日)

目 次

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 東扇島東公園人工海浜の二枚貝検査結果（平成 28 年 3 月～8 月分）
（食品担当、残留農薬・放射能担当）・・・ | 1 |
| 2 | 放射性物質検査結果（平成 28 年 8 月分）（残留農薬・放射能担当）・・・ | 3 |

1 東扇島東公園人工海浜の二枚貝検査結果（平成28年3月～8月分）（食品担当、残留農薬・放射能担当）

(1) 概要

川崎区の東扇島東公園は平成20年4月にオープンしました。公園内人工海浜「かわさきの浜」には、天然の「アサリ」等の貝類が自生し、シーズン中は多くの方が潮干狩りに訪れています。当所では、この人工海浜における潮干狩り解禁前及び解禁中のアサリを主とする二枚貝について検査依頼を受け、以下の項目が規制値又は基準値を超えていないかどうか検査しています。

ア 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

イ 放射性物質

- <参考リンク>
- 1 川崎市健康安全研究所ホームページ「自然毒検査」
(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000053210.html>)
 - 2 川崎市健康安全研究所ホームページ「放射性物質検査」
(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051431.html>)
 - 3 川崎市:東扇島東公園ホームページ
(<http://www.city.kawasaki.jp/580/page/0000001282.html>)

(2) 関連法令等

食品衛生法

(3) 検査依頼元

川崎市港湾局(貝毒)、川崎市保健所(放射性物質)

(4) 検査結果

今シーズンは規制値又は基準値を超えた結果はありませんでした(5月及び6月は二枚貝の量が不足していたため麻痺性貝毒のみの実施)。

表1 二枚貝検査結果(平成28年3月～8月)

採取日	麻痺性貝毒	下痢性貝毒	放射性物質	
			セシウム134	セシウム137
H28.2.26	1.8 MU/g未満	0.05 MU/g未満	1.0 Bq/kg未満	1.0 Bq/kg未満
H28.5.10	1.8 MU/g未満	未実施	未実施	未実施
H28.6.7	1.8 MU/g未満	未実施	未実施	未実施
H28.7.5	1.8 MU/g未満	0.05 MU/g未満	2.2 Bq/kg未満	2.1 Bq/kg未満
H28.8.2	1.8 MU/g未満	0.05 MU/g未満	2.4 Bq/kg未満	1.8 Bq/kg未満
規制値(貝毒)または 基準値(放射性物質)	4 MU/gを超えない	0.05 MU/gを超えない※1	100 Bq/kg未満	100 Bq/kg未満

※1 下痢性貝毒の規制値は、平成27年4月1日から「可食部1kg当たり0.16mgOA当量」と改正され、これを超えるものの販売等を行うことは、食品衛生法第6条第2号の規定に違反するものとされました。よって、検査法もマウスを用いた方法から機器によりオカダ酸(OA)群を分析する方法に改正されています。

しかし、オカダ酸群の認証標準品の供給が不安定であるため、当面の間においては従前のマウスを用いた方法により検査を行うことが認められており、当所もマウス法を用いています。

【関連通知】

- 1 「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」(平成27年3月6日付け食安発0306 第1号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
(http://www.whoarei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=8919)
- 2 「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」
(平成27年3月6日付け食安基発0306 第3号・食安監発0306 第1号 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)
(http://www.whoarei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=8920)
- 3 「下痢性貝毒の検査について」(昭和56年5月19日付け環乳第37号 厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)
(http://www.whoarei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=8184)

(5) 用語説明

ア 麻痺性貝毒

ホタテガイやムラサキイガイ等の二枚貝の餌であるプランクトンの一種が毒成分を産生し、その毒を体内に蓄積して毒化した二枚貝を人が食べることによって中毒症状が起こります。甲殻類や巻貝においても、毒化して中毒症状が起こることもあります。毒成分はサキシトキシン、ネオサキシトキシンおよびゴニオトキシン群など多数の同族体が存在します。中毒症状は食後30分程度で軽度の麻痺がはじまり、重症の場合は死亡することがあります。

昨年5月に栃木県内で開催されたイベントでホタテガイを購入して自宅で喫食した方のうち4名が脱力感、しびれ等の症状を呈し、ホタテガイの残品から規制値を超える麻痺性貝毒が検出された食中毒事件がありました。

本市では違反品が流通販売されることのないよう、検査及び監視指導を行っています。

<参考リンク> 厚生労働省ホームページ「自然毒のリスクプロファイル:二枚貝:麻痺性貝毒」

(http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/animal_09.html)

イ 下痢性貝毒

麻痺性貝毒と同様に二枚貝等の餌であるプランクトンの一種が毒成分を産生し、その毒を体内に蓄積して毒化した二枚貝等を人が食べることによって中毒症状が起こります。毒成分はオカダ酸とその同族体のジノフィシトキシン群です。おもな中毒症状は消化器系の障害で、下痢、吐気、嘔吐、腹痛等が食後30分から4時間以内の短時間で起こります。回復は早く通常は3日以内に回復し、後遺症はありません。

<参考リンク> 厚生労働省ホームページ「自然毒のリスクプロファイル:二枚貝:下痢性貝毒」

(http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/animal_10.html)

2 放射性物質検査結果（平成28年8月分）（残留農薬・放射能担当）

平成28年8月の放射性物質検査結果において、放射性セシウムが検出されたものはありませんでした。

なお、放射性セシウムのみを測定する理由は参考リンク1を参照してください。

- <参考リンク> 1 厚生労働省ホームページ「放射性物質の対策と現状について(概要)」(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/20131025-1.pdf)
 2 川崎市健康安全研究所ホームページ「放射性物質検査について」(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000051431.html>)
 3 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

表2 放射性物質検査結果（平成28年8月分）

カテゴリ	品目	基準値区分	基準値 (Bq/kg)	検査結果(検出限界):Bq/kg		判定	備考
				セシウム134	セシウム137		
モニタリング	アサリ	一般食品	100	不検出(2.4 Bq/kg 未満)	不検出(1.8 Bq/kg 未満)	基準値未満	東扇島東公園 人工海浜(採取場所)
	コノシロ	一般食品	100	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	不検出(1.2 Bq/kg 未満)	基準値未満	浮島付近(採取海域)
	シマイサキ	一般食品	100	不検出(1.4 Bq/kg 未満)	不検出(1.2 Bq/kg 未満)	基準値未満	東扇島付近(採取海域)
	スズキ	一般食品	100	不検出(1.2 Bq/kg 未満)	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	基準値未満	東扇島付近(採取海域)
	タナゴ	一般食品	100	不検出(1.6 Bq/kg 未満)	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	基準値未満	東扇島付近(採取海域)
	メジナ	一般食品	100	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	不検出(1.3 Bq/kg 未満)	基準値未満	浮島付近(採取海域)
海水	海水	水浴場 ^{※1}	10 ^{※1}	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	東扇島東公園地先(採水地)
	海水	水浴場 ^{※1}	10 ^{※1}	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	東扇島東公園地先(採水地)
学校給食等に 用いられる食材	いちごジャム	一般食品	100	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	静岡県(原材料産地)
	たけのこ(水煮)	一般食品	100	不検出(1.3 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	国産
	ちくわ	一般食品	100	不検出(1.2 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	北海道・青森県・岩手県・宮城県、 ベトナム(漁獲水域)
	だんご	一般食品	100	不検出(1.3 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	(新潟県、静岡県(原材料産地))
市内産農産物	ぶどう	一般食品	100	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	基準値未満	川崎市多摩区
市内流通食品	しょうゆ漬	一般食品	100	不検出(1.2 Bq/kg 未満)	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	基準値未満	長野県(原材料産地)
	フレーバーウォーター	一般食品	100	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	山梨県(採水地)

※1 水浴場の放射性物質に関する指針(環境省 平成24年6月改定)に、「水浴場の放射性物質に係る水質については、放射性セシウムが10 Bq/L以下を目安とする。」と記載されています。

表2 放射性物質検査結果（平成28年8月分）（続き）

カテゴリ	品目	基準値区分	基準値 (Bq/kg)	検査結果(検出限界):Bq/kg		判定	備考
				セシウム134	セシウム137		
市内流通食品	わかめ	一般食品	100	不検出(2.1 Bq/kg 未満)	不検出(1.8 Bq/kg 未満)	基準値未満	宮城県(原材料産地)
	味付ホルモン	一般食品	100	不検出(1.4 Bq/kg 未満)	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	基準値未満	群馬県(原材料産地)
	卵	一般食品	100	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	不検出(1.1 Bq/kg 未満)	基準値未満	茨城県(原材料産地)
水道水	水道原水	飲料水	10	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	神奈川県(水源地)
	水道水	飲料水	10	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	不検出(1.0 Bq/kg 未満)	基準値未満	神奈川県(水源地)